



## 文京区地域福祉保健計画「中間のまとめ」の概要をお知らせします!

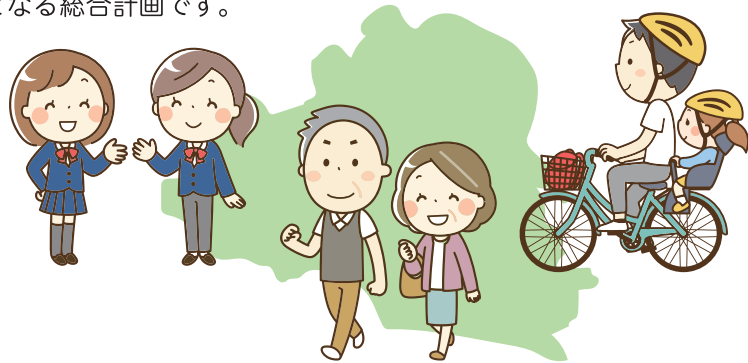
区では、現在、地域福祉保健を取り巻く現状や多様化する区民のニーズを踏まえ、今後3年間(令和6年度～令和8年度)の福祉保健施策の方向性を明らかにし、施策を総合的かつ効果的に推進することを目的に「文京区地域福祉保健計画」の策定を進めています。

このたび、区民、学識経験者等から構成される地域福祉推進協議会での検討を踏まえて、「中間のまとめ」を作成しましたので、本特集号でその概要をお知らせするとともに、広く区民の皆さんからのご意見を募集します。

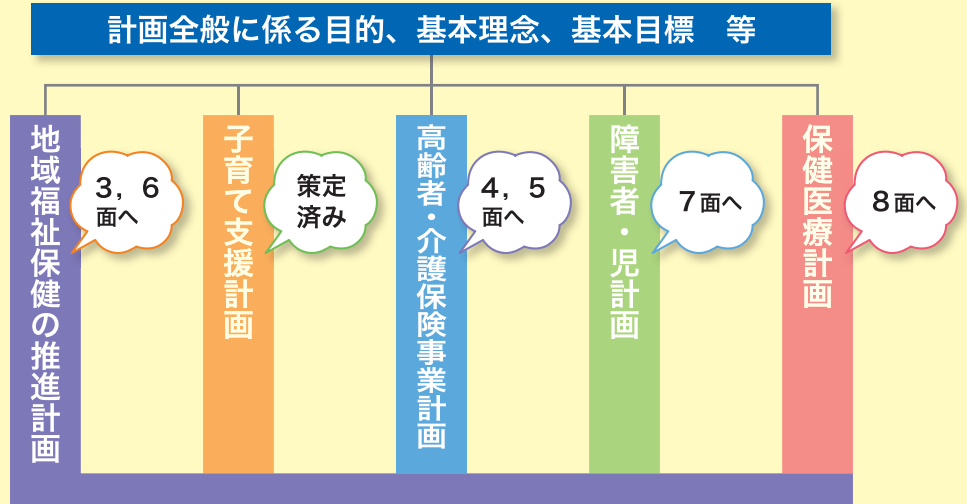


### 地域福祉保健計画とは?

本計画は、計画全般に係る目的、基本理念、基本目標等を取りまとめた総論と、「子育て支援計画」、「高齢者・介護保険事業計画」、「障害者・児計画」、「保健医療計画」及び地域福祉保健全般にかかわる施策等を取りまとめた「地域福祉保健の推進計画」の5つの分野別計画から構成される福祉保健施策を推進するための基本となる総合計画です。



### 地域福祉保健計画



※子育て支援計画は、今回は策定の対象外です。

### 中間のまとめ(全文)の閲覧と意見募集

「中間のまとめ」の全文は、区ホームページに掲載するほか、行政情報センター(シビックセンター2階)、地域活動センター及び図書館でご覧になれます。

「中間のまとめ」に対するご意見をお寄せください。

**提出期限** 令和6年1月4日(木)必着 ※郵送に限り、1月4日(木)消印有効

**提出方法** 本特集号に掲載したはがき、FAX、電子メール(区ホームページからアクセス可)、福祉政策課への持参などでご提出ください。様式は問いませんが、必ず住所と氏名を記入してください。

※いただいたご意見等に対する個別の回答は行いませんが、整理した上で、個人情報を除き、区ホームページ等で公表します。

**提出先** 文京区福祉部福祉政策課福祉企画係  
 〒112-8555 文京区春日1-16-21 文京シビックセンター11階  
 ☎ 03-5803-1201 FAX 03-5803-1357

(※区ホームページには、右記二次元コードからアクセスできます) →



### 区民説明会の開催

地域福祉保健計画「中間のまとめ」について、説明会を開催します。本計画は、5つの分野別計画で構成されるため、すでに策定済みの子育て支援計画を除く、4つの分野別計画について説明を行います。



日時	会場
12月13日(水) 18:30~20:30	シビックセンター3階 障害者会館A・B
12月16日(土) 10:00~12:00	

※各回の定員は15人程度です。  
 ※直接会場にお越しください。両日とも説明内容は同じです。  
 ※就学前児の同伴も可能です。保育(4か月以上~就学前児)を希望される方は、各開催日の5日前までに電話で福祉政策課 ☎ 03-5803-1201にご連絡ください。

### 問合せ先

- 1~3, 6面 ● 地域福祉保健計画全般・地域福祉保健の推進計画について  
福祉政策課福祉企画係 ☎ 03-5803-1201
- 4, 5面 ● 高齢者・介護保険事業計画について  
介護保険課介護保険管理係 ☎ 03-5803-1389
- 7面 ● 障害者・児計画について  
障害福祉課障害福祉係 ☎ 03-5803-1211
- 8面 ● 保健医療計画について  
生活衛生課管理計画係 ☎ 03-5803-1223

# 計画の基本的な考え方

## 基本理念

## 基本目標

- **人間性の尊重**  
だれもが、個人として尊ばれ、人間性が活かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。
- **自立の支援**  
だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。
- **支え合い認め合う地域社会の実現**  
ノーマライゼーション\*1やソーシャルインクルージョン\*2の理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ\*3を推進する地域社会の実現を目指します。
- **健康の保持・増進**  
だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。
- **協働による地域共生社会の実現**  
だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識を持って、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。
- **男女平等参画の推進**  
一人ひとりが互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

- だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。
- だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。
- だれもが、地域、暮らし、生きがいとともに創り、互いに高め合い、役割を持つことができる地域社会を目指します。

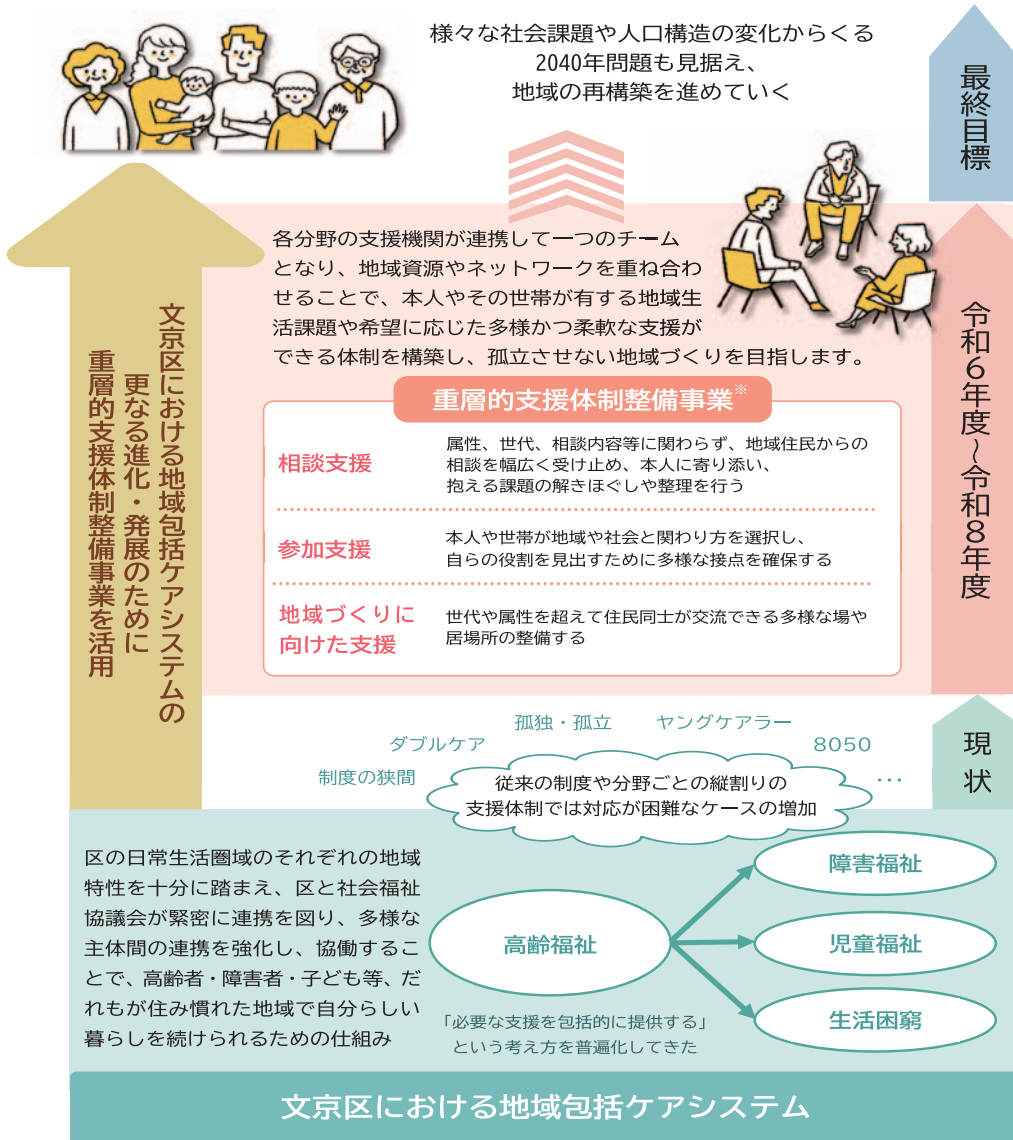
\*1 ノーマライゼーション(normalization)  
障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、だれもが地域で普通(ノーマル)の生活を送ることを当然とし、共に支え合って普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいう。

\*2 ソーシャルインクルージョン(social inclusion)  
すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念をいう。

\*3 ダイバーシティ(diversity & inclusion)  
性別(性自認及び性的指向を含む。)、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、だれもが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

## 地域共生社会の実現に向けた方向性

### 地域共生社会の実現



区ではこれまで、地域共生社会\*4の実現に向けて、「必要な支援を包括的に提供する」考え方を各分野に普遍化していくことを目指して、全区民を対象とした文京区における地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいりました。あわせて、包括的な相談支援を進めるため、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活困窮などの各社会保障制度に基づく専門的支援について、組織間や地域との連携強化を図ることで、子どもの貧困対策、医療的ケア児の支援、ひきこもり支援などの多分野にわたる課題に対応してまいりました。

しかしながら、進行する少子高齢化や、血縁・地縁・社縁による共同体機能の脆弱化など社会構造が変化しており、新たな生活課題が制度の狭間に陥りやすいリスクが生じています。このような必要な支援が届きにくく、孤立化するリスクが高い事例において、課題や分野ごとの支援体制では対応が困難なケースが増加しており、一つの世帯に複数の課題が存在している状態も見受けられるようになりました。

区では、こうした複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあるニーズにも対応できるよう、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業を文京区における地域包括ケアシステムに取り入れ、分野横断的に多機関が連携した重層的なセーフティーネットの構築を目指してまいります。また、重層的支援体制の3つの支援(相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援)を一体的に実施できるよう、関係部署、機関、団体等と協議を重ねながら連携を図り、適切な支援につなげ、家族全体の支援を行うことができる体制整備を進めてまいります。

同時に、都市部である区において、社会経済活動の変化や、人口減少・少子高齢化に伴う地域の生活課題の複雑化・個別化から生じる「2040年問題\*5」も見据え、地域課題の解決を試みる仕組みに全区民が主体的に参加しやすくなるよう、地域の再構築を進めていく必要があります。

引き続き、文京区における地域包括ケアシステムを推進しながら、世代や年齢、障害の有無等に関わらずに参加できる多世代交流(ごちゃまぜ)の場を通じて、多様な主体が合意形成を図りながら、緩やかなつながりを持って参画することで、区民一人ひとりが生きがいや役割を持ちつつ、支え合い、助け合いながら暮らせる地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を図ってまいります。

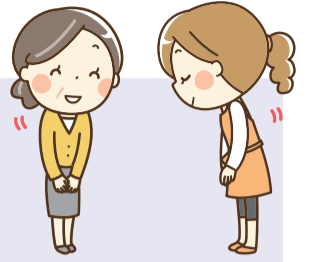
\*4 地域共生社会  
制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいう。

\*5 2040年問題  
少子化による急速な人口減少と高齢者人口がピークに達することで、日本が2040年に直面すると考えられている問題の総称をいう。

※重層的支援体制整備事業については、6面参照

# 地域福祉保健の推進計画

令和6年度～令和8年度



## 策定の目的 (趣旨)

少子高齢化の進行、単身高齢者や高齢者のみの世帯の増加、地域社会の連帯感の希薄化など社会状況が大きく変化する中、国においては、平成28年6月「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、同年7月に「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」を立ち上げ、子ども・高齢者・障害のある方などすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱しました。

また、令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布があり、包括的な支援体制の整備その他地域福祉のために必要な措置を講ずるに当たり、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策との連携に関する視点が盛り込まれました。加えて、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境整備を一体的かつ重層的に整備することも求められています。

区はその対応として、抱えている問題が深刻化し、解決が困難な状態となる前に早期に発見して支援につなげていく「予防的福祉」を推進する必要があるとともに、複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあるニーズに対応すべく、包括的な支援体制を強化していく必要があります。

そこで、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、区民、町会・自治会、NPO、ボランティア団体、民間事業者など地域の多様な主体と区がそれぞれの役割を担いながら、支え合い、助け合いながら地域課題の解決を図るべく、本計画を策定します。

なお、他の福祉の各分野における共通的な事項等を記載する地域福祉計画として組織・分野横断的に関する事項を掲載するとともに、成年後見制度利用促進計画として権利擁護の推進に関する事業、重層的支援体制整備事業実施計画として地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業等を記載しています。

## 主要項目と主な計画事業

### 1 ともに支え合う地域社会づくり

- 1 交流の活性化を図る地域の居場所づくり
- 2 地域人材の発掘・育成を通じた地域福祉活動の活性化

### 1-2 NPO活動・地域活動の支援

事業概要 協働の拠点である地域連携ステーション「フミコム」の運営を通して、区や地域住民・ボランティア・NPO・企業・大学等と連携し、新たなつながりを創出することで、地域の活性化や地域課題の解決を図ります。

### 2 安心して暮らせる環境の整備

- 1 多様で複合化した課題に対応する包括的な支援体制の強化
- 2 生活困窮者等への支援
- 3 福祉保健サービスの利用支援と権利擁護の推進



### 3 ひとにやさしいまちづくり

- 1 まちのバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進
- 2 心のバリアフリーの推進
- 3 情報のバリアフリーの推進
- 4 災害時の自助・互助・共助・公助による安全・安心の確保

### 1-1 小地域福祉活動の推進

事業概要 日常生活圏域全域に地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、地域住民による課題の共有、検討及び解決の支援を行い、地域における住民同士の支え合いの体制づくりに取り組みます。

### 2-1 ヤングケアラー支援推進事業 **新**

事業概要 ヤングケアラーに対する理解促進を図るため、周知啓発用リーフレットの作成や、関係機関を対象とした研修等を実施します。  
また、ヤングケアラー支援対策関係者連絡会において、課題を共有しながら支援のあり方等を協議し、関係機関との連携体制を強化するとともに、ヤングケアラー本人だけでなく、家族全体に対する支援を行います。

### 2-1 性自認・性的指向に関する相談場所・情報共有の場の提供

事業概要 当事者や支援者による情報共有やコミュニケーションの機会を提供するとともに、性自認・性的指向に関する相談場所を提供します。

### 2-2 女性のほほえみ支援ネットワーク事業 **新**

事業概要 DVや生活困窮等の困難な課題を抱える女性に対し、自立に向けた切れ目のない相談・支援ができるように、支援に関わる福祉、子育て、教育等の関係機関と民間団体や民間事業者との連携・協働による支援のあり方の検討とネットワークの構築を行います。

### 2-3 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築

事業概要 成年後見制度利用促進基本計画で定められた、福祉・行政・法律専門職などの連携による「支援」機能を備える、権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関を、文京区社会福祉協議会に委託して運営します。  
中核機関の取組として、権利擁護センターとの有機的な連携を図りながら、専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図るとともに、幅広く意思決定支援の理念の普及・啓発を行い、市民後見人を含む権利擁護支援の担い手の育成・活躍の場の仕組みづくりに取り組みます。

### 3-2 福祉教育の推進

事業概要 ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの考え方にに基づき、多様性を認め合い、だれもがつながりを持ち、支え合えるまちを目指し、学校や地域、関係機関と連携し、体験・交流事業を通じて心のバリアフリーを推進し、地域活動の活性化を図ります。

### 3-4 福祉避難所の拡充

事業概要 避難所での避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、支援するための二次避難所である福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する検討を進めます。

# 高齢者・介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度



## 策定の目的 (趣旨)

区では、現在、区民の約5人に1人(19.0%)が高齢者となり、高齢者単独世帯が、高齢者がいる世帯の約4割を占めている状況です。

今後、高齢者の増加が急速に進み、生産年齢人口が減少する中、医療サービスや介護サービスなどの持続可能な社会保障制度の維持が求められています。さらに、家族の介護等を理由とする介護離職、増加が見込まれる認知症高齢者やその家族の対応、介護と育児に同時に直面するダブルケア、18歳未満の子どもがケアの責任を引き受け、家族のケアなどを行うヤングケアラーなど、複雑化・複合化した課題を抱える個人や世帯に対し、区の関係機関が連携して対応する体制整備も求められています。

平成27年4月には、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」が施行され、持続可能な介護保険制度を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能とする、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制(以下「地域包括ケアシステム」という。)の構築が目的として掲げられました。

また、令和2年6月には、すべての人々が地域、暮らし、いきがいをともに創り、高め合うことができる社会の実現のため、包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点で「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、認知症に関する施策の総合的な推進などが盛り込まれる等、介護保険法の一部が改正されました。

さらに、令和5年6月には、認知症の方を含めた国民が、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、共生する社会の実現のため、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布されました。

区では、これらを踏まえ、「2040年問題」を見据えた中・長期的視点に立ち、これまで進めてきた地域包括ケアシステム構築の取組をさらに推進するとともに、医療・介護の連携強化や認知症施策の充実など、高齢者を取り巻く諸課題に引き続き対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らし続けられる地域づくりを実現するため、高齢者・介護保険事業計画(令和6年度～令和8年度)を策定します。

## 主要項目と主な計画事業

### 1 地域でともに支え合うしくみの充実

- 1 高齢者等による支え合いのしくみの充実
- 2 医療・介護の連携の推進
- 3 認知症施策の推進
- 4 家族介護者への支援
- 5 相談体制・情報提供の充実
- 6 高齢者の権利擁護の推進



### 2 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組

- 1 介護サービスの充実
- 2 ひとり暮らし・身体能力が低下した高齢者等への支援
- 3 介護サービス事業者への支援
- 4 介護人材の確保・定着への支援
- 5 住まい等の確保と生活環境の整備

### 3 健康で豊かな暮らしの実現

- 1 健康づくりの推進
- 2 フレイル予防・介護予防の推進
- 3 日常生活支援の推進
- 4 生涯学習と地域交流の推進

### 4 いざというときのための体制づくり

- 1 避難行動要支援者等への支援
- 2 災害に備える住環境対策の推進
- 3 災害等に備える介護サービス事業者への支援

#### 1-2 在宅医療・介護連携推進事業

**事業概要** 医療と介護の両方を必要とする高齢者が、人生の最期まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の医療・看護・介護等の関係者による多職種連携体制を構築し、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りといった4つの場面における在宅医療・介護連携の取組を推進します。

#### 1-3 認知症の本人と家族を支える地域のネットワーキング 新

**事業概要** 認知症になっても人として尊重され、希望を持って自分らしく生きることができるまちづくりを推進するため、本人や家族のニーズと「チームオレンジBunkyo」サポーターをつなぐ仕組みを構築し、本人と家族を支える地域のネットワーキングを強化します。

#### 2-1 地域密着型サービス

**事業概要** 高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるように、公有地等の活用も視野に入れながら、民間事業者による地域密着型サービス事業所の整備を促進します。

#### 2-4 介護人材の確保・定着に向けた支援

**事業概要** 介護人材の確保・定着を促進するため、介護職員に対する住宅費補助や、啓発番組の配信、出張講座、介護の魅力伝えるイベントの実施、啓発冊子の作成・配布等を行います。さらに、介護従事者の専門性の向上や職員の職場定着を目的とした資格取得支援や研修の実施、新たな介護人材としての外国人の受け入れに対する支援や介護未経験者を対象とした研修など、包括的な事業を介護サービス事業者と連携して行います。

#### 2-5 高齢者施設(特別養護老人ホーム)の整備

**事業概要** 民間事業者に対する支援を行い、小日向二丁目国有地を活用した特別養護老人ホームを整備します。

#### 3-2 文の京フレイル予防プロジェクト

**事業概要** 高齢者の虚弱(フレイル)を予防するため、フレイルチェックなどの取組を、区内の住民主体の通いの場などと連携して実施します。フレイルチェックは、健康運動指導士等の専門職からなる「フレイルトレーナー」の助言を受けながら、専門の研修を受けた区民からなる「フレイルサポーター」が中心となって主体的に運営します。

#### 3-3 地域介護予防支援事業(通いの場)

**事業概要** 介護予防のための体操等とともに、住民同士の助け合い・支え合い活動を積極的に推進していきます。

#### 4-3 介護サービス事業者連絡協議会を通じた災害等に関する情報提供

**事業概要** 介護サービス事業者連絡協議会において、区の災害や新たな感染症に関する取組及び必要な情報を提供するとともに、研修会を実施します。また、事業者専用WEBサイトによる情報提供を行います。

# 第9期介護保険事業計画における 介護保険料の算定 について

介護保険制度の安定的な運営のための財源は、利用者負担を除いた介護給付費を、国・東京都・文京区で負担する公費(50%)と、40歳以上の被保険者が負担する保険料(50%)で負担しています。このうち、65歳以上の方(第1号被保険者)の負担割合は23%となる予定です。区では、介護保険法に基づき3年ごとに策定する介護保険事業計画において、今後3年間に見込まれる介護サービスの利用量に係る介護給付費や地域支援事業費の見込みにより第1号被保険者の介護保険料を決めています。

そのため、過去の実績及び今後の高齢者人口の推移を基に、第9期計画期間3年間の介護給付費と地域支援事業費及び介護保険料基準額を以下のとおり見込みました。

## 介護保険事業費の実績と見込み(令和5年10月現在)

		介護給付費(円)	地域支援事業費(円)
第8期	実績	令和3年度	142億8千万
		4年度	146億0千万
		5年度*	153億6千万
		計	442億5千万
第9期	見込み	令和6年度	161億6千万
		7年度	166億7千万
		8年度	172億0千万
		計	500億3千万
		24億1千万	24億6千万

※令和5年度は見込み

## 第1号被保険者の保険料(令和5年10月現在)

第9期(令和6~8年度)

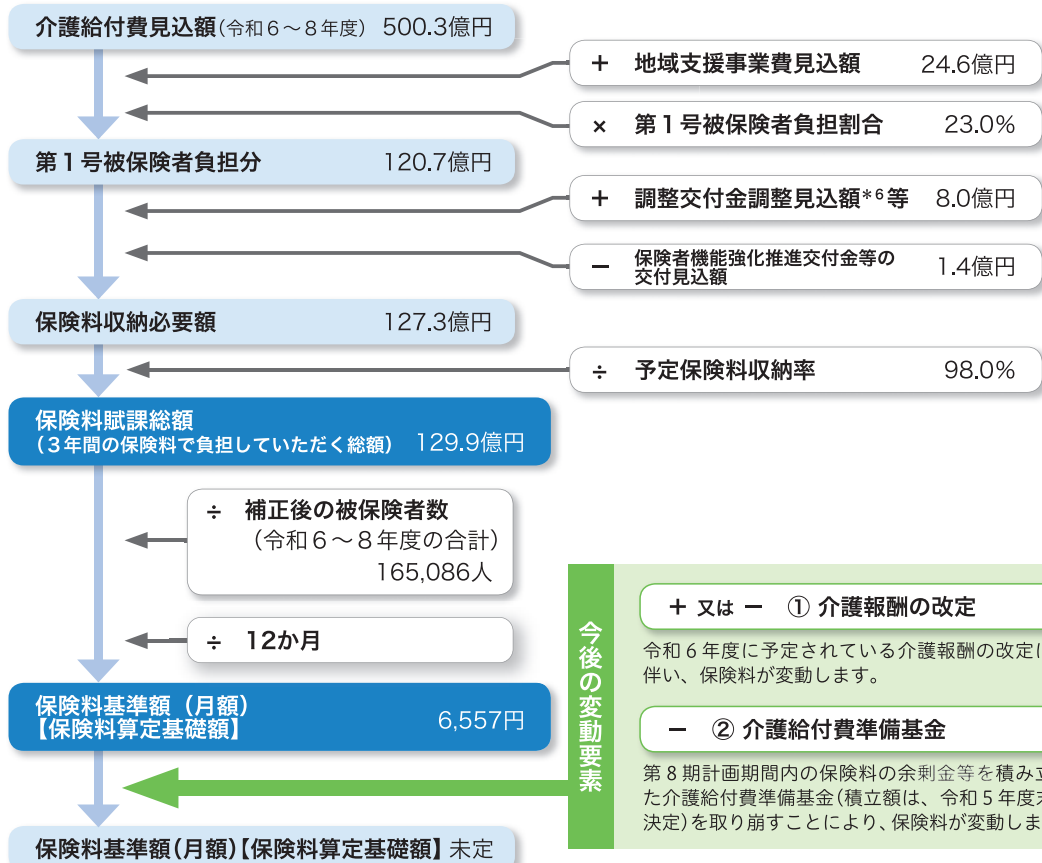
所得段階	対象者	基準額に対する割合	年額保険料(月額保険料)(円)	第8期との差額(円)	
第1段階	・生活保護の受給者 ・世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金の受給者 ・世帯全員が住民税非課税かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.30	23,700 (1,900)	2,000 100	
第2段階	世帯全員が住民税非課税	80万円超120万円以下	35,500 (2,900)	3,000 200	
第3段階		120万円超	55,100 (4,500)	4,500 300	
第4段階	本人が住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計	80万円以下	66,900 (5,500)	5,500 400
第5段階(基準額)			80万円超	78,700 (6,500)	6,500 500
第6段階			120万円未満	90,500 (7,500)	7,400 600
第7段階	本人が住民税課税	合計所得金額	120万円以上210万円未満	98,400 (8,100)	8,100 600
第8段階			210万円以上320万円未満	110,200 (9,100)	9,100 700
第9段階			320万円以上400万円未満	129,900 (10,800)	10,700 900
第10段階			400万円以上500万円未満	141,700 (11,800)	11,700 1,000
第11段階			500万円以上750万円未満	165,300 (13,700)	13,600 1,100
第12段階			750万円以上1,000万円未満	196,800 (16,300)	16,200 1,300
第13段階			1,000万円以上2,000万円未満	220,400 (18,300)	18,100 1,500
第14段階			2,000万円以上3,000万円未満	251,800 (20,900)	20,600 1,700
第15段階			3,000万円以上	275,400 (22,900)	22,600 1,900

参考(第8期最終年度 令和5年度)

基準額に対する割合	年額保険料(月額保険料)(円)
0.30	21,700 (1,800)
0.45	32,500 (2,700)
0.70	50,600 (4,200)
0.85	61,400 (5,100)
1.00	72,200 (6,000)
1.15	83,100 (6,900)
1.25	90,300 (7,500)
1.40	101,100 (8,400)
1.65	119,200 (9,900)
1.80	130,000 (10,800)
2.10	151,700 (12,600)
2.50	180,600 (15,000)
2.80	202,300 (16,800)
3.20	231,200 (19,200)
3.50	252,800 (21,000)

※月額保険料(保険料算定基礎額に基準額に対する割合(保険料率)を乗じたものは、目安として百円単位で表示しています。  
※第1段階~第3段階までの保険料率については、保険料軽減実施後の割合です。  
※介護報酬の影響等により、所得段階及び保険料率は変更となる場合があります。

## 第1号被保険者の保険料基準額の算定手順(令和5年10月現在)



\*6 調整交付金調整見込額  
国が負担する財政調整交付金が減額された場合に、第1号被保険者の保険料で補われるもの。



差出有効期限  
令和6年  
1月4日まで  
(切手不要)

郵便はがき

1128711

006

文京区福祉部福祉政策課 行

文京区春日一丁目十六番二十一号



住所 (所在地)	
氏名 (名称)	

# 文京区重層的支援体制整備事業

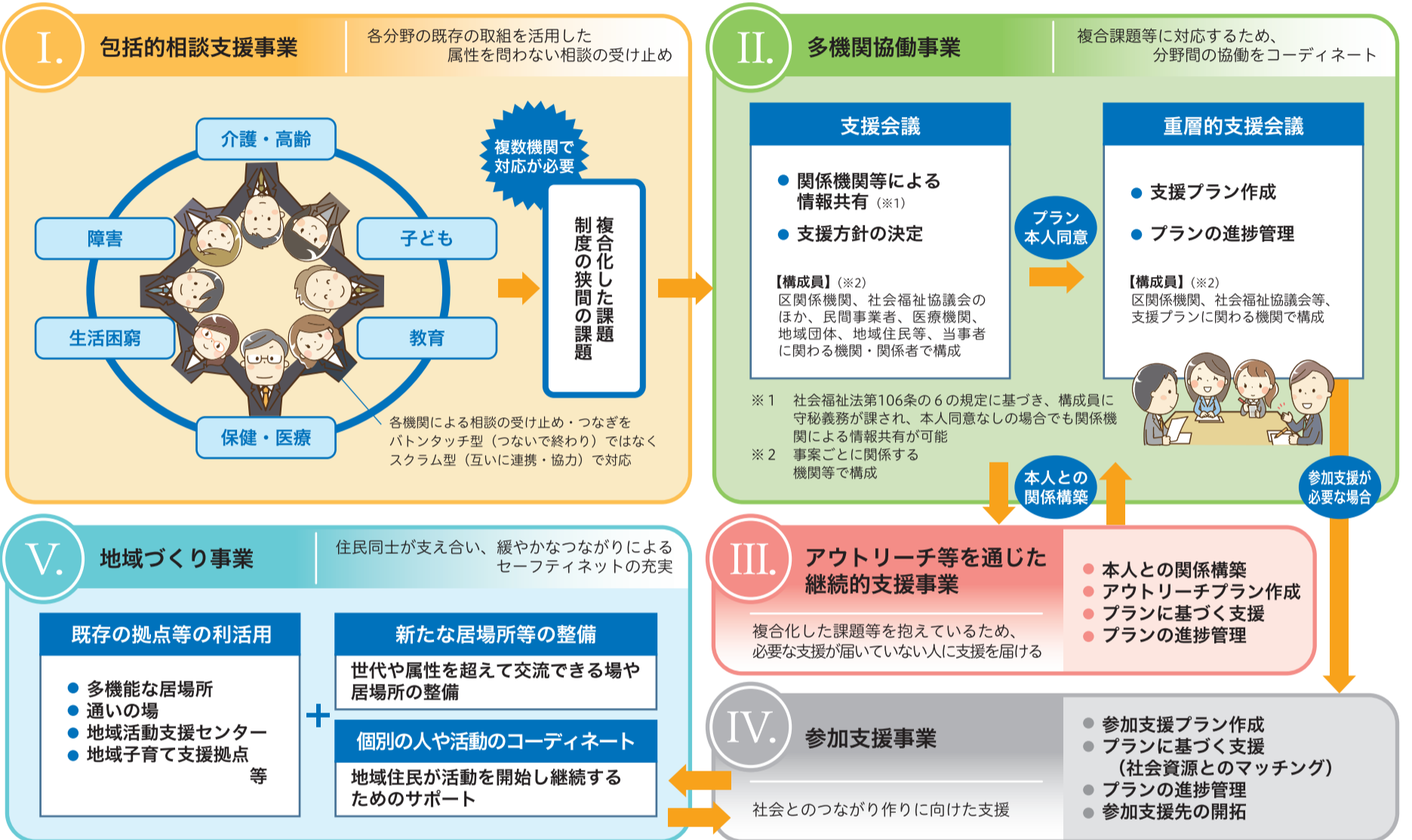
社会福祉法第106条の4に基づく「重層的支援体制整備事業」とは、同法及び他法に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいいます。

具体的には、3つの支援（「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」）を柱として、一層効果的・円滑に実施するために、「多機関協働による支援」、「アウトリーチ\*7等を通じた継続的支援」を新たな機能として強化し、5つの事業を一体的に実施するものです。

区では、令和7年度の本格実施に向けて準備を進めています。

**\*7 アウトリーチ**

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けること。



## 地域福祉保健計画「中間のまとめ」に対する意見

- 地域福祉保健の推進計画
  - 高齢者・介護保険事業計画
  - 障害者・児計画
  - 保健医療計画
  - その他
- （該当するものに✓を入れてください。）

\_\_\_\_\_ について

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

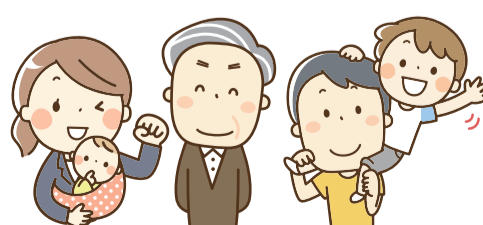
点線に沿ってお切りください

## 実施の目的

文京区における地域包括ケアシステムの更なる進化・発展のため、本事業を活用し、各分野の支援機関が連携して一つのチームとなり、地域資源やネットワークを重ね合わせることで、本人やその世帯が有する地域生活課題や希望に応じた多様かつ柔軟な支援ができる体制を構築し、孤立させない、つながる地域づくりに取り組み、地域共生社会を目指します。

## 実施の効果

高齢・介護、障害、子ども、生活困窮等の分野別に行われてきた既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、重層的なセーフティネットの強化を図り、分野別の支援体制では対応しきれないような「複雑化・複合化した課題」や「制度の狭間にあるニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築します。



# 障害者・児計画

令和6年度～令和8年度

## 策定の目的 (趣旨)

我が国が平成26年1月に批准した障害者権利条約では、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現について定めています。区におきましても、ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの理念のもと、障害のある人もない人も地域でともに暮らし、ともに活躍できる社会の実現に向けた取組をより一層進めていくことが重要です。

また、障害者差別解消法及び東京都障害者差別解消条例で掲げられている障害者に対する合理的配慮<sup>\*8</sup>については、国及び都の基本方針に沿って、区としても周知・啓発など具体的な取組を着実に進めていくこととしています。加えて、障害の特性や多様なニーズに対応できる専門的・有機的な相談支援体制の構築を図るとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援、一人ひとりの状態に応じて適切なサービス等を提供し、その人らしい生活を送るための支援が求められています。

こうした状況に着実に対応していくため、障害者・児施策の考え方と取組を示した「文京区障害者・児計画」を策定します。この計画に基づき、障害の有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、支え合いながらともに生きる地域共生社会の実現を目指していきます。

### \*8 合理的配慮

障害のある人もない人も、互いに生き方や生きがいを尊重し、支え合い、ともに暮らしていくために必要な配慮。例えば、障害者が継続して仕事ができるよう人的な支援や職場環境の改善を雇用者が行うことや、障害者が円滑に移動できるように支援すること（過度の負担とならない範囲）が該当する。

## 主要項目と主な計画事業

### 1 自立に向けた地域生活支援の充実

- 1 個に応じた日常生活への支援
- 2 事業者への支援・指導
- 3 生活の場の確保
- 4 地域生活への移行及び地域定着支援
- 5 生活訓練の機会の確保
- 6 保健・医療サービスの充実
- 7 経済的支援

#### 1-1 日中活動系サービス施設の整備

##### 事業概要

障害者の就労支援や創作活動等に係る場をより確保するために、整備費等補助制度の活用を推進を図るなどして、民間事業者による日中活動系サービスの施設整備を促進します。

#### 1-1 地域生活支援拠点の運営

##### 事業概要

富坂・大塚・本富士・駒込の4地区に開設した地域生活支援拠点において、主に相談支援と地域づくりを行い、緊急時の対応、生活体験、専門的人材の確保を区内の支援機関と連携して実施します。

### 2 相談支援の充実と権利擁護の推進

- 1 相談支援体制の整備と充実
- 2 権利擁護・成年後見等の充実

#### 2-1 相談支援事業

##### 事業概要

障害者等の福祉に関する各問題について、障害者・児やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービス等の利用支援を行うとともに、障害者・児の権利擁護のために必要な援助を行います。  
また、障害者基幹相談支援センターにおいては、地域の相談支援事業者等への助言・人材育成等により相談支援の質を向上させる取組を行うとともに、地域の相談支援体制の強化を推進します。

### 3 安心して働き続けられる就労支援

- 1 就労支援体制の確立
- 2 職場定着支援の推進
- 3 福祉施設等での就労支援
- 4 就労機会の拡大

#### 2-1 地域自立支援協議会の運営

##### 事業概要

協議会とその下に設置される5つの専門部会を通じて、障害者等が自立した生活を営むことができるよう、関係機関等と障害福祉に関する課題についての協議を行い、地域の障害者等を支援する方策を推進します。

#### 3-1 障害者就労支援の充実

##### 事業概要

障害者の社会参加と自立を促進するため、就労に関する相談・支援等について、障害者就労支援センターを中心に実施します。多様化している障害の特性や働き方へのニーズに応じた専門性の高い支援やコーディネート力の強化等、地域の拠点としての機能の充実を図ります。

### 4 子どもの育ちと家庭の安心への支援

- 1 障害のある子どもの健やかな成長
- 2 相談支援の充実と関係機関の連携の強化
- 3 子どもの成長段階に応じた適切な支援
- 4 障害の有無に関わらず、地域で過ごし育つ環境づくり

#### 4-2 医療的ケア児支援体制の構築

##### 事業概要

医療的ケア児が、未就学期・学齢期・成人期のライフステージに応じて円滑かつ適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による連絡会を開催し、適切な支援体制の構築に向けた課題・対策等について協議を行います。

#### 4-3 障害児通所支援事業所の整備

##### 事業概要

重症心身障害児や医療的ケア児を含め障害児が地域の中で児童発達支援や放課後等デイサービス等の必要な支援が受けられるよう、整備費等補助制度の活用を推進するなどして民間事業者による障害児通所支援事業所の施設整備を促進します。

### 5 ひとにやさしいまちづくりの推進

- 1 まちのバリアフリーの推進
- 2 心のバリアフリーの推進
- 3 情報のバリアフリーの推進
- 4 防災・安全対策の充実
- 5 地域との交流及び文化活動・スポーツ等への参加支援
- 6 地域福祉の担い手への支援



#### 5-2 障害及び障害者・児に対する理解の促進（理解促進研修・啓発事業）

##### 事業概要

障害者・児が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として育ち暮らし続けていけるよう、障害の特性や障害のある人に対する理解を深めるとともに、地域共生社会の実現を図ることを目的とした周知・啓発活動を行います。

# 保健医療計画

令和6年度～令和11年度

## 策定の目的 (趣旨)

健康をめぐる社会環境をみると、我が国においては、世界有数の長寿国であり、区の高齢化率は今後も上昇することが見込まれており、高齢者が自分らしくいきいきと生活し、住み慣れた地域で安心して暮らすための支援として、在宅療養体制の構築や認知症の対策が重要となります。



また、疾病全体に占める悪性新生物（がん）、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病を抱える人が20世紀後半から増加しています。区民の主要死因も生活習慣に起因する疾患が半数以上となっています。このため今後、さらに高齢化が進み、生活習慣病患者の増加により、医療や介護にかかる負担が年々増加していくことが予測されており、国の「健康日本21」において、平均寿命だけでなく、健康で自立した生活を送ることができる健康寿命の延伸が求められています。

一方で、世帯の小規模化、核家族化に伴い、子育てに戸惑いや不安を感じる保護者は少なくない状況です。このような中、妊娠から出産、子育て期にわたり、切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み、健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりが引き続き重要となります。

さらに、感染症や食中毒の予防など、日々の生活を送る上での安全・安心の確保を図ることも重要です。

このような課題に的確に対応するため、「健康づくりの推進」、「地域医療の連携と療養支援」、「健康安全の確保」を柱とした保健医療施策全般にわたる総合的な計画として「保健医療計画」を策定します。

## 主要項目と主な計画事業

### 1 健康づくりの推進

- 1 健康的な生活習慣の確立
- 2 健康的な栄養・食生活の推進
- 3 こころの健康づくりの推進
- 4 女性の健康づくりの推進
- 5 歯と口腔の健康づくりの推進
- 6 がん対策の推進
- 7 妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援
- 8 高齢者の健康づくり
- 9 食育の推進（文京区食育推進計画）



### 1-1 主体的な健康づくり事業

**事業概要** 生活習慣の改善や運動習慣の定着を希望する区民を対象に、運動・活動量を増やすための健康づくり教室を行います。また、生活習慣病予防に効果的な教室において、主体的な健康づくりのための講習会を開催します。

### 1-4 骨粗しょう症健康診査

**事業概要** 高齢者の寝たきりの原因の一つとなる骨粗しょう症の予防と早期発見・治療のために、20歳から70歳までで5歳ごとの女性を対象として健康診査を実施します。

### 1-5 歯周疾患検診

**事業概要** 全身の健康に大きく関係のある歯周疾患を予防し、生涯における口腔機能の維持・向上へつなげるために、20歳から81歳までの基本的に5歳刻みの方を対象に歯周疾患検診を実施し、かかりつけ歯科医を持つ機会を提供します。

### 1-6 各種がん検診

**事業概要** 胃がん（男女）、大腸がん（男女）、肺がん（男女）、子宮がん（女）及び乳がん（女）検診を実施します。

### 1-7 妊婦全数面接（ネウボラ面接）

**事業概要** 保健師等専門職が、すべての妊婦に対し面接を行い、妊娠中の不安の軽減、出産に向けた準備を案内するとともに、支援を要する家庭を把握し、関係機関と連携して適切な支援を行います。

### 2 地域医療の連携と療養支援

- 1 地域医療連携の推進
- 2 災害時医療の確保
- 3 精神保健医療対策
- 4 在宅療養患者等の支援



### 2-1 「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着

**事業概要** 地域の医院・歯科医院・薬局を掲載した冊子の配布等を通じて、日頃から健康や医療、薬について相談できるかかりつけ医・歯科医・薬剤師を持つことを区民に推奨します。

### 2-3 ゲートキーパー養成研修の実施

**事業概要** 区民や関係機関等の職員を対象に、自殺対策や精神疾患に関する知識、対応力を高めるための人材育成研修を行います。

### 3 健康安全の確保

- 1 健康危機管理体制の強化
- 2 感染症対策
- 3 医療安全の推進と医務薬事
- 4 食品衛生の推進
- 5 環境衛生の推進
- 6 動物衛生の推進

### 3-1 健康危機管理体制の強化

**事業概要** 健康危機発生の際は、予防計画等に基づき、関係機関との連携を図りながら対策を進めます。

### 3-2 定期予防接種の勧奨

**事業概要** 予防接種法によって対象疾病、対象者及び接種期間などが定められた予防接種の接種率の向上に努めます。特に麻しん・風しんについては、国の予防指針に基づきMR（麻しん・風しん混合）ワクチン第1期及び第2期の接種率95%以上を目指します。